

廃棄処分上の汚染水対策に係る 市町村間の事務管理の成否

上智大学教授

小山泰史 Yasushi Koyama



最高裁第一小法廷令和7年7月14日判決

【破棄差戻】

令和5年（受）第606号

裁時1867号7頁

I 事実の概要

Y（被告・控訴人・被上告人）ら（栃木県那須烏山市、千葉県東金市、神奈川県海老名市、長野県安曇野市、長野県諏訪郡）は、市町村又は一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合（以下、併せて「市町村等」という。）であり、その区域内で生じた一般廃棄物について、廃棄物処理業者であるA（キンキクリーンセンター株式会社）に委託して、X（福井県敦賀市、原告・被控訴人・上告人）の区域内に存する廃棄物最終処分場（以下「本件最終処分場」という。）において処分していた。

Aは、1996年5月以降、本件最終処分場において、1992年5月の福井県知事への届出に係る埋立容量（約9万 m^3 ）を大幅に超える約119万トンの量の廃棄物を搬入した¹。その結果、搬入された廃棄物全体が不法投棄されたものとされ、当該廃棄物の7割が産業廃棄物、3割が一般廃棄物とされた。その後、Aは、2000年8月、

福井県の行政指導を受け、本件最終処分場への廃棄物の搬入を停止した。

福井県及びXによって設置された敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会は、2006年2月、本件最終処分場において、埋立地からの浸出液が混入した地下水が処理されないまま周辺の河川に流出しており、本件最終処分場から流出する地下水に複数の有害物質が基準値を超えて含まれ、上記河川の下流域の農作物や井戸水等に影響を生ずるおそれがある旨を報告した。

Xの市長は、2006年5月、本件最終処分場において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたことにより、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあり、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきであるとして、法（平成18年法律第5号による改正前のもの）19条の4第1項に基づき、Aに対し、本件最終処分場から外部への漏水防止対策、埋立地からの浸出液の浄化対策等を講ずべきことを命じた。しかし、Aは、2007年1月25日に破産手続開始決定を受けた。福井県は、同年3月30日付で、Aに対し、本件各処分上に係る一般廃棄物処理施設設置及び産業廃棄物処理施設設置の各許可を取り消した²。

¹ 本件の事実関係について、芝田麻里「芝田麻里のごみエッセイ第20回 第二次キンキクリーンセンター事件判決を考える」月刊廃棄物2022年6月号72～73頁を参考とした。

² 福井地判令和3年3月29日判時2514号62頁（本件第1審）の無署名コメントによる。